

**鳥取県告示第599号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年10月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾字坪田598－3地先から同市嶋字土居ノ下85地先まで	平成23年10月21日
麻生国府線	八頭郡八頭町市場字中土井246－1地先から同町市場字下古市場295－1地先まで	〃
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山95地先から同字97地先まで	〃